

地域保健対策検討会 報告書（概要版）

～今後の地域保健対策のあり方について～

平成24年3月27日
地域保健対策検討会

地域保健対策は、地域保健法及びこれに基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針により推進されてきたが、近年、人口構造の急激な変化、住民生活スタイルの多様化、非感染性疾患の拡大、健康危機管理事案の変容や関連する制度の改正など地域保健を取り巻く環境に大きな変化が生じている。

同時に、地域保健の基盤となる組織体制も大きく変容しており、従来の行政サービス体系のみで、多様化・高度化する住民ニーズに応えていくことが困難な状況となっている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、「人と人との絆」、「人と人との支え合い」の重要性が改めて認識されるとともに、各地で「人と人との絆」に基づくソーシャル・キャピタルを活用した住民主体の取組みにより効果を上げる事例が報告されており、本検討会では、このような状況を踏まえ、今後の地域保健対策のあり方を検討し、報告書を取りまとめた。

地域保健担当部門が取組むべき施策として、以下の事項を提言する。

1. 住民主体の健康なまちづくりに向けた地域保健体制の構築

- 地域保健担当部門は、地域のソーシャル・キャピタルに立脚した活動を展開し、多様化・高度化する住民ニーズに即した取組みを推進する。
- 特に、ソーシャル・キャピタル形成の場である学校・企業等と積極的に連携するとともに、その「核」となる人材を発掘し、育成する。
- 保健所・市町村保健センターは学校保健委員会への参加等を通じて、学校との連携を推進するとともに、国における企業活動の評価のあり方の検討等を踏まえ、企業活動の評価を実践するとともに、その活動内容の住民への周知を推進する。

2. 医療や介護福祉等の関連施策連携を推進するための体制の強化

- 地域保健担当部門は、保健・医療・介護福祉の施策連携を通じ、住民ニーズに即した実効的な取組みを推進する。
- 保健所は、地域の医療連携体制の構築に、公平・公正な立場から積極的に関与する。
- 保健所は、管内を俯瞰し地域の健康課題等に関する評価・分析を進めるとともに、市町村及び住民への分かりやすい情報を提供する。
- 市町村は、縦割りに陥らず総合的に推進する組織体制を構築するなどして、地方自治体内での情報共有を進めるとともに、保健所と連携して、住民の健康課題に即した取組みを推進する。

3. 健康危機管理体制の強化

- 対物保健に係る健康危機管理については、情報共有体制の強化や監視員等の資質向上等を通じた行政監視体制を強化するとともに、同業組合等の取組みやリスク・コミュニケーションによる住民理解の促進も併せて強化する。
- 災害に備えた体制強化としては、災害時の保健活動が効果的・効率的に行えるよう国と地方自治体の連携及び地方自治体間の連携の強化による先遣的な情報収集体制の構築や具体的な健康支援活動のあり方の共有等を推進する。
- 同時に、都道府県・保健所と市町村との平時からの連携体制の強化を通じて、保健所を中心とした災害時保健調整機能を確保するとともに、危機事案発生時における重層的・分野横断的な対応が可能となる体制を構築する。

4. 地域保健対策におけるPDCAサイクルの確立

- 国は、地域保健情報の標準化及び評価・公表のあり方を定め、地方自治体に周知する。
- 地域保健担当部門は、地域の特性を踏まえた地域保健に関する評価・公表を推進するとともに、住民等からの反応を踏まえた施策改善のプロセスを構築する。

5. これからの地域保健基盤のあり方

- 住民主体の地域保健対策を進めるため、地域保健人材としてソーシャル・キャピタルの「核」となる人材を位置づける。
- 人材育成に当たって、国は、育成指導者の養成のみならず、地域における当該指導者の支援を行うとともに、都道府県・保健所と市町村は、互いに連携を深め、計画を立て、体系的に人材育成に取り組む。
- 国、都道府県・保健所、市町村は、特定の分野に限らず、分野横断的かつ重層的な連携を図る。特に保健所は、常に管内の健康課題の把握に努め、市町村との密接なコミュニケーションを通じた支援を行う。

地域保健対策検討会報告書の概要

【地域保健を取り巻く社会的背景】

○ 人口構造の急激な変化	○ NCD(非感染性疾患)の拡大	○ 関連する制度改正等の動き ・ 食育基本法 ・ がん対策基本法 ・ 高齢者医療確保法 ・ 自殺対策基本法等
○ 住民生活スタイルの多様化		
○ 健康危機管理事案の変容		

地域保健対策の方向性

平成6年

地域保健の役割	保健サービスと福祉サービスとの一体的提供	ソーシャル・キャピタルの活用
	個人を対象とした公助	

平成24年

	学校や企業等との積極的連携	
	自助及び共助支援としての公助	

方向性実現のための手段

政策課題

- 国民ニーズの質的変化(多様化及び高度化)への対応
- 保険者による保健施策や医療・介護福祉施策との一体的な展開
- 健康危機管理事案への対応
- 健康に関する地域格差の縮小に向けた対応
- 地域保健対策の新たな課題に対応できる人材の育成

【地域保健対策業務全般】

- 地域資本(公的・民間/人的・物的・社会的(ソーシャル・キャピタル等))のベストミックスによる国民ニーズへの対応

【個別事業活用のあるり方】

- 医療・介護福祉等関連領域の事業等を含めた施策の総合的推進

【組織間連携のあるり方】

- 事案の緊急性や重篤性に応じた国・都道府県・市町村連携の強化
(役割分担型 → 重層連携型)

【情報の取扱い】

- 地域保健情報の標準化及び評価・公表による可視化、目標や改善策の共有等を通じた地域でのPDCAサイクルの構築及び推進

【地域保健人材のあるり方】

- 目標達成のために必要な資質の向上及び能力の育成
(事業こなし型・活動目的型 → 目標達成型)

今後の地域保健対策のあり方

～ 地域のソーシャル・キャピタルの活用を通じた健康なまちづくりの推進 ～



地域協働推進のための具体的施策

- ソーシャル・キャピタルの核となる人材(例えば、健康意識を持ち、実践する「健人(仮称)」など)の計画的な発掘・育成を通じた住民主体の保健活動の推進
 - 学校保健委員会等の学校を取り巻く協議の場への積極参画
 - 企業や同業組合等による取組みを促進させる環境整備
 - リスク・コミュニケーションを含めた地域への分かりやすい情報提供の推進
 - 各種保健施策のほか医療・介護福祉施策との連携による効果的な施策展開 など

今後の地域保健対策を見据えた具体的体制整備

- ソーシャル・キャピタルの活用に向けた地域保健担当部門の体制整備
- 地域の健康課題等の共有のため、標準化された指標による評価・分析を通じたPDCAサイクルの確立
- 各種保健施策や医療・介護福祉施策との効果的連携のための自治体内における体制整備
- 情報共有体制の強化や担当職員の資質向上のほか、平時からの自治体間連携の枠組み構築等による健康危機管理体制の強化
- 国、都道府県・保健所、市町村による分野横断的・重層的な連携体制の構築 など